

財務 VOL.48

日本版 ISA(少額投資非課税制度)とは

今号では、平成25年度税制改正において手当されました、「資産運用について知っておいた方が有利な税制」である「日本版ISA」の制度について御紹介致します。

御存知の方も多いかと思いますが、2003年より導入されておりました証券優遇税制(上場株式などの配当や、株式を売却した際の譲渡益にかかる税率を本来の税率である20%から10%に軽減する税制)が2013年12月末をもって廃止となります。

その代替措置として「日本版ISA(少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)」が導入されることとなりました。

それでは、「日本版ISAとは何か?」と言うと、「株式投資や投資信託などにおいて、値上がり益や配当金を非課税にする制度」です。「非課税口座」で得た利益にはいっさい課税されません。今後の投資においては特定口座・一般口座での取引に加えてこの「非課税口座」を利用するという選択肢が増えることとなります。

《日本版ISAのポイント》

▽ポイント① いつから適用されるのか?

⇒2014年1月より

▽ポイント② 何が非課税になるのか?

⇒株式投資信託・上場株式の「配当金(配当所得)」と「値上がり益(譲渡所得)」

▽ポイント③ 利用できる対象者は?

⇒20歳以上の日本居住者(所得制限等はなし)

▽ポイント④ 投資上限金額は?

⇒毎年、新規の投資額で上限100万円

▽ポイント⑤ 非課税期間は?

⇒それぞれ投資を始めた年から最長5年間

▽ポイント⑥ 口座開設可能期間は?

⇒2014年から2023年の10年間

▽ポイント⑧ 非課税投資枠は?

⇒最大で上限500万円

★詳しくは【下図】をご参照ください。

《ご活用にあたっての注意点》

1. 毎年非課税枠100万円の内、投資額が100万円に満たなかった場合の未使用枠は翌年以降に繰り越せません。最大限の活用をお考えの場合には100万円の枠をしっかりと使い切りましょう。
2. 途中で売却するとその分の非課税枠は利用できなくなりますので、長期投資を前提とせざるをえません。
3. 非課税口座とそれ以外の口座で生じた損失は損益通算(赤字と黒字を相殺すること)できませんので注意が必要です。この口座にて損失リスクの伴う攻めの商品の運用は不向きでしょう。
4. 原則一人一口座となるため、一度口座を開設すると実質的に4年間は金融機関の変更ができないこととなりますので、あらかじめ投資商品の品揃え等を考慮した金融機関の選定が必要になるでしょう。

※ 逆に考えますと一人一口座ですので、ご家族名義の口座を開設することで、非課税枠を増やすことも可能です。

繰り越して10年間、非課税の恩恵も

